

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 4 日

各 都道府県  
消費生活協同組合（連合会）主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長

消費生活協同組合模範定款例改正に伴う定款変更について（情報提供）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）の決算関係書類等の作成等にかかる規定は「法第 31 条の 7」から「法第 31 条の 9」へ条番号が改正されます。

また、当該改正に伴って、消費生活協同組合模範定款例（平成 12 年 1 月 7 日厚生省発社援第 4 号）の改正が予定されています。

今般、別添のとおり厚生労働大臣認可消費生活協同組合（連合会）に対して事務連絡を発出しておりますので、内容を確認いただき、貴都道府県におかれましても対応の参考にさせていただきますようお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 4 日

各 厚生労働大臣認可  
消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長

消費生活協同組合模範定款例改正に伴う定款変更について（お知らせ）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）の決算関係書類等の作成等にかかる規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されます。

また、消費生活協同組合模範定款例（平成12年1月7日厚生省発社援第4号）役員の実務（第25条第10項（1）イ）では、「法第31条の7」の条番号を引用していることから改正を行う予定です。

このため、消費生活協同組合及び連合会（以下「組合」という。）におかれましては、該当箇所にかかる定款を「法第31条の7」から「法第31条の9」に改める必要が生じています。

通常、定款の変更は「総会の議決」「組合から所管行政庁に対する定款変更の申請」「行政庁から組合に対する定款変更認可」をもって効力を発しますが、本件は、関係法令の改正に伴う規定の整理に基づく事案であり、内容の実質的な変更を伴わないものであることを踏まえ、「総会の議決」は従前のおり必要となりますが、「組合から所管行政庁に対する定款変更の申請」「行政庁から組合に対する定款変更認可」を割愛することとし、総会終了後、当室に対してメールにて改正後全文の定款を提出いただくことで届け出があったものと見なしますこと、お知らせいたします。

なお、本件については、現在定款変更の協議を行っている組合におかれましては、追加で改正内容に含めていただき、総会の議決後、認可申請していただきますようお願いいたします。また、これまで定款変更を予定していなかった組合におかれては、次期総会の議決後、速やかに届け出いただきますようお願いいたします。いずれにおいても、事前協議（定款変更の新旧対照表）の提出をいただく必要はありませんが、定款変更漏れが生じないよう御留意願います。

## 根拠条文

- 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）（抄）  
（総会の議決事項）  
第 40 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。  
2～3（略）  
4 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
5～7（略）  
8 組合は、第 4 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
  
- 消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）（抄）  
（組合の定款の変更の認可を要しない事項）  
第 159 条 法第 40 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。  
一 主たる事務所の所在地の変更（行政庁の変更を伴わないものに限る。）又は従たる事務所の所在地の変更  
二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

## 改正予定事項

- 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）

新	旧
<u>（補償契約）</u> 第 31 条の <u>6</u> （略）	<u>（新設）</u>
<u>（役員のために締結される保険契約）</u> 第 31 条の <u>7</u> （略）	<u>（新設）</u>
（役員を責任を追及する訴え） 第 31 条の <u>8</u> （略）	（役員を責任を追及する訴え） 第 31 条の <u>6</u>
（決算関係書類等の作成等） 第 31 条の <u>9</u> （略） 第 31 条の <u>10</u> （略） 第 31 条の <u>11</u> （略）	（決算関係書類等の作成等） 第 31 条の <u>7</u> 第 31 条の <u>8</u> 第 31 条の <u>9</u>

※ 当該改正は、令和 3 年 3 月 1 日施行です。

○ 消費生活協同組合模範定款例（平成 12 年 1 月 7 日厚生省発社援第 4 号）

新	旧
（役員の責任） 第 25 条 1～9（略） 10（略） （1）理事 次に掲げる行為 イ <u>法第 31 条の 9</u> 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきも のに記載し、（略）	（役員の責任） 第 25 条 1～9（略） 10（略） （1）理事 次に掲げる行為 イ <u>法第 31 条の 7</u> 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきも のに記載し、（略）

※ 当該改正は、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 7 日社援地第 1 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）の改正とあわせて、令和 3 年 3 月に通知する予定です。